



専 決 処 分 書

令和6年度における行政組織改編に伴う所要の改正を行うため、岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例、岩沼市行政評価委員会条例及び岩沼市環境基本条例の一部をそれぞれ改正することについて、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

岩沼市長 佐藤 淳 一

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和52年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「環境課」を「生活環境課」に改める。

(岩沼市行政評価委員会条例の一部改正)

第2条 岩沼市行政評価委員会条例（平成17年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合戦略課」を「まちづくり政策課」に改める。

(岩沼市環境基本条例の一部改正)

第3条 岩沼市環境基本条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第34条中「環境課」を「生活環境課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。